

上半期の輸入差止点数が3.6万点超え前年同期比2.3倍 (令和元年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、令和元年上半期（平成31年1月から令和元年6月まで）の管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 輸入差止点数が3.6万点を超え前年同期比2.3倍、輸入差止件数は2年ぶりに1,000件超

- 輸入差止点数は36,658点で、前年同期比2.3倍となりました。輸入差止件数は1,011件で、2年ぶりに1,000件を超えました。

2. 中国来貨物の輸入差止件数が約5割

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が55.6%（562件）を占めたものの、フィリピン、韓国、香港等の件数が大幅に増加しました。

3. 商標権侵害物品の輸入差止件数、点数が増加

- 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品が件数、点数ともに最多となりました。また、特許権、著作権侵害物品の件数、点数が増加しました。

4. 「眼鏡類及び付属品」「家庭用雑貨」の輸入差止件数が大幅に増加
「布製品」「コンピュータ製品」の輸入差止点数が大幅に増加

- 品目別の輸入差止件数では、サングラスなどの「眼鏡類及び付属品」が前年同期比3.7倍、うちわなどの「家庭用雑貨」が前年同期比2.1倍と大幅に増加しました。
- 品目別の輸入差止点数では、清掃用クロスなどの「布製品」が前年同期比8.2倍、メモリーカードなどの「コンピュータ製品」が前年同期比25倍と大幅に増加しました。

【問い合わせ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室

TEL：052-654-4008

令和元年上半期（平成31年1月から令和元年6月まで）の 名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

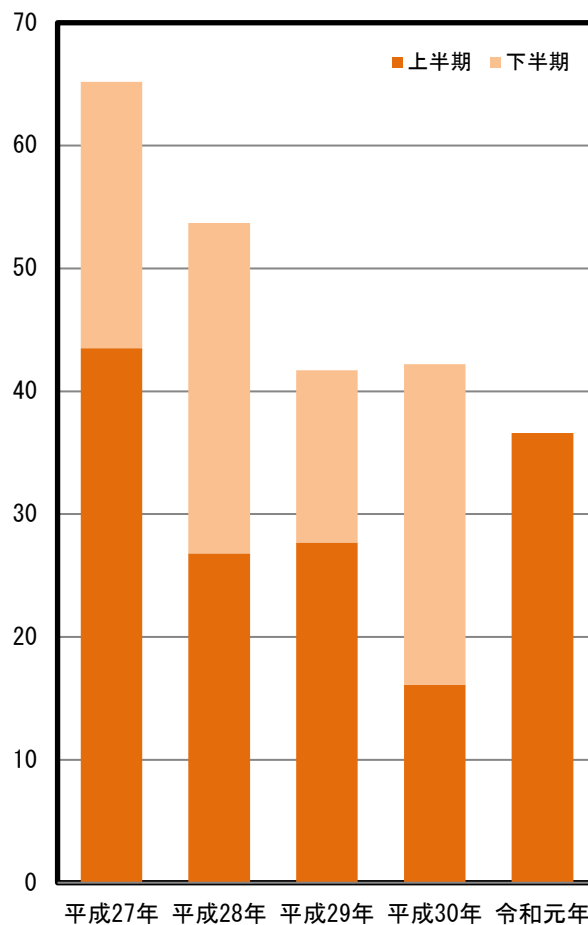
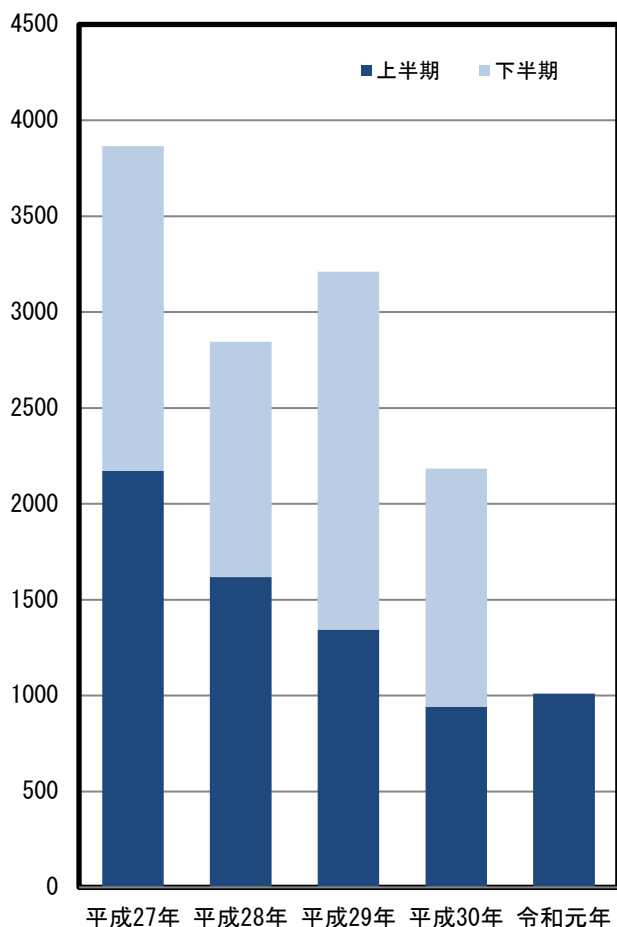
- 輸入差止件数は、1,011件で、前年同期比7.3%の増加となりました。
- 輸入差止点数は、36,658点で、前年同期比127.5%の増加となりました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

（注） 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

■ 件数

■ 点数（千点）

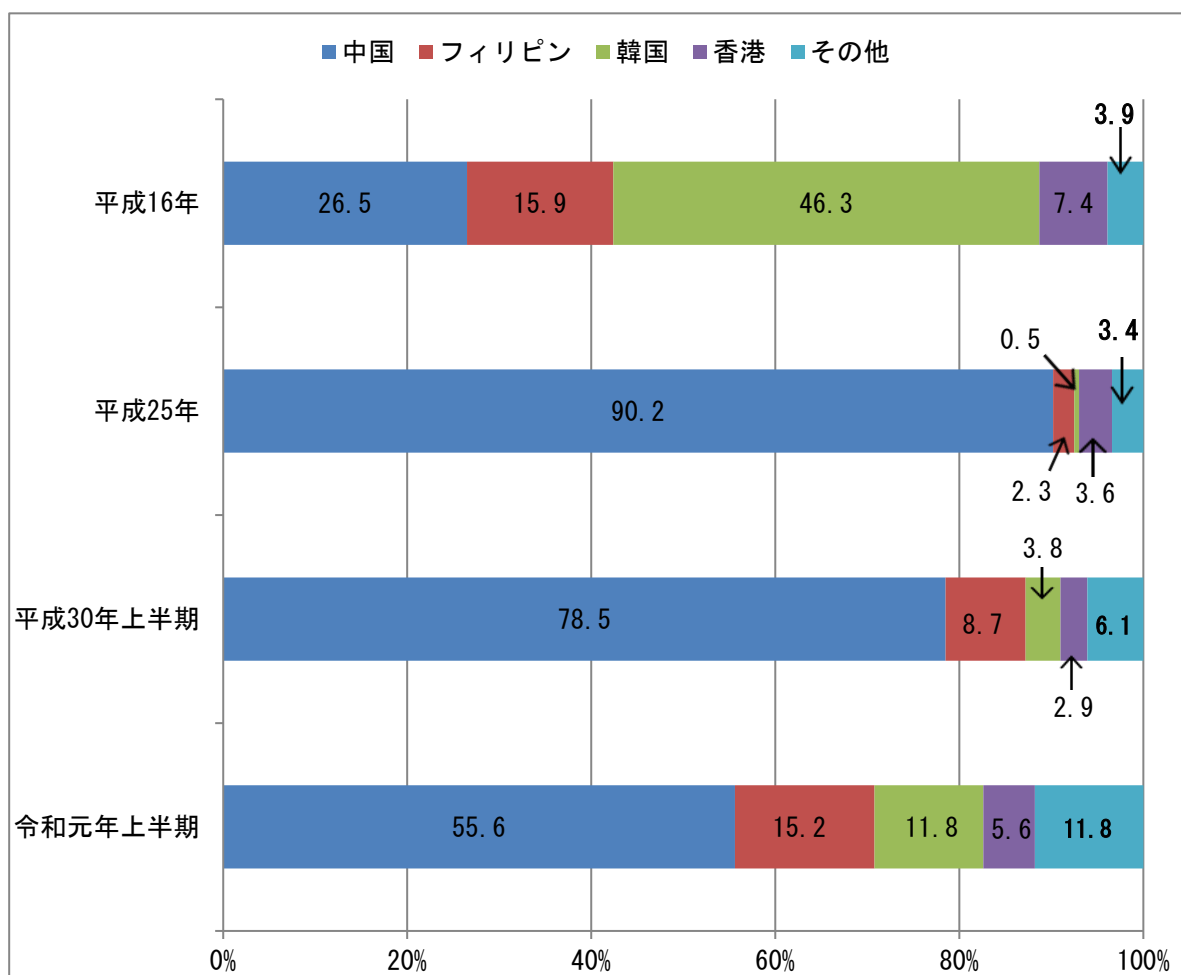


○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが562件（構成比55.6%、前年同期比24.0%減）と前年同期の実績（739件）と比べると減少しました。次いでフィリピンが154件（同15.2%、同87.8%増）、韓国が119件（同11.8%、同3.3倍）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが30,851点（構成比84.2%、前年同期比2.5倍）と前年同期の実績（12,148点）から増加しました。次いでフィリピンが1,986点（同5.4%、同3.4倍）、香港が1,230点（同3.4%、4.4%増）でした。

仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移

枠内の数字は構成比（%）



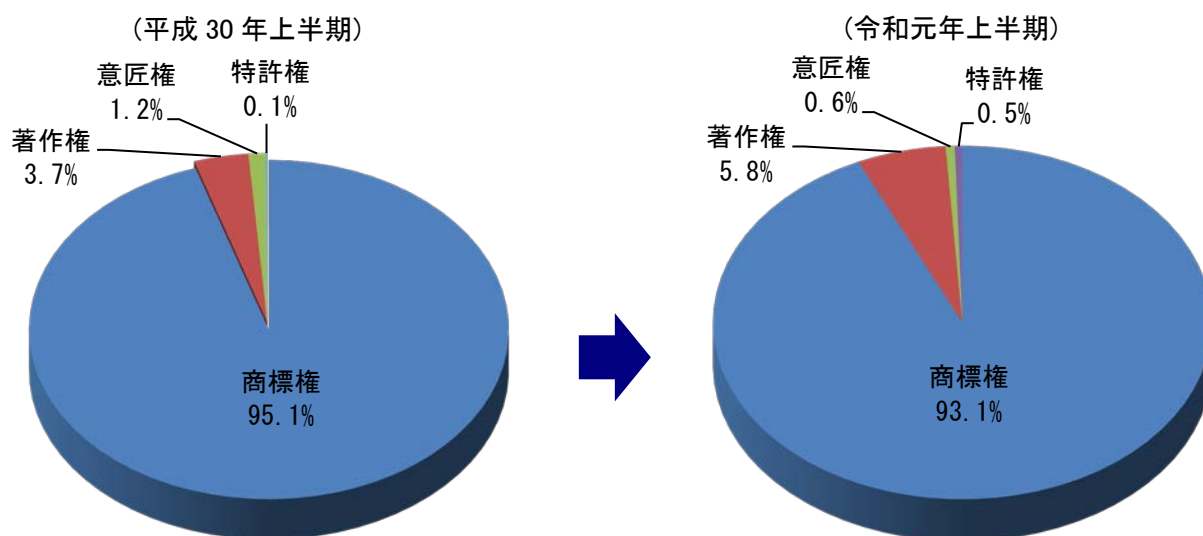
（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

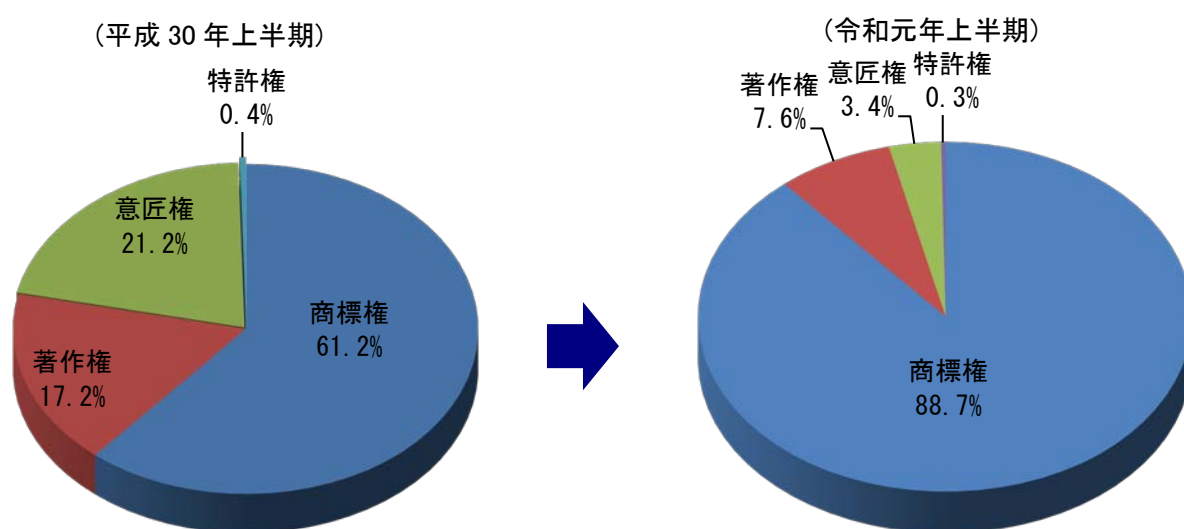
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 951 件（構成比 93.1%、前年同期比 5.3%増）で大半を占めています。
- 輸入差止点数は、商標権侵害物品が 32,525 点（同 88.7%、同 229.8%増）で、前年同期と比べて約 3.3 倍となりました。

各権利の保護対象は、13 ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）

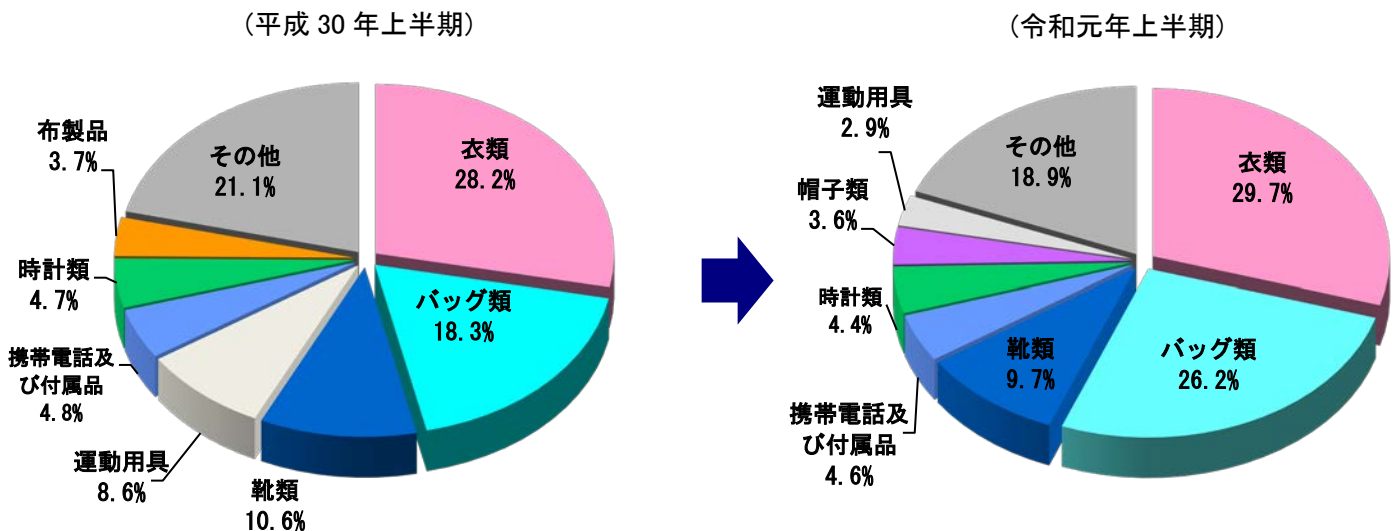


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

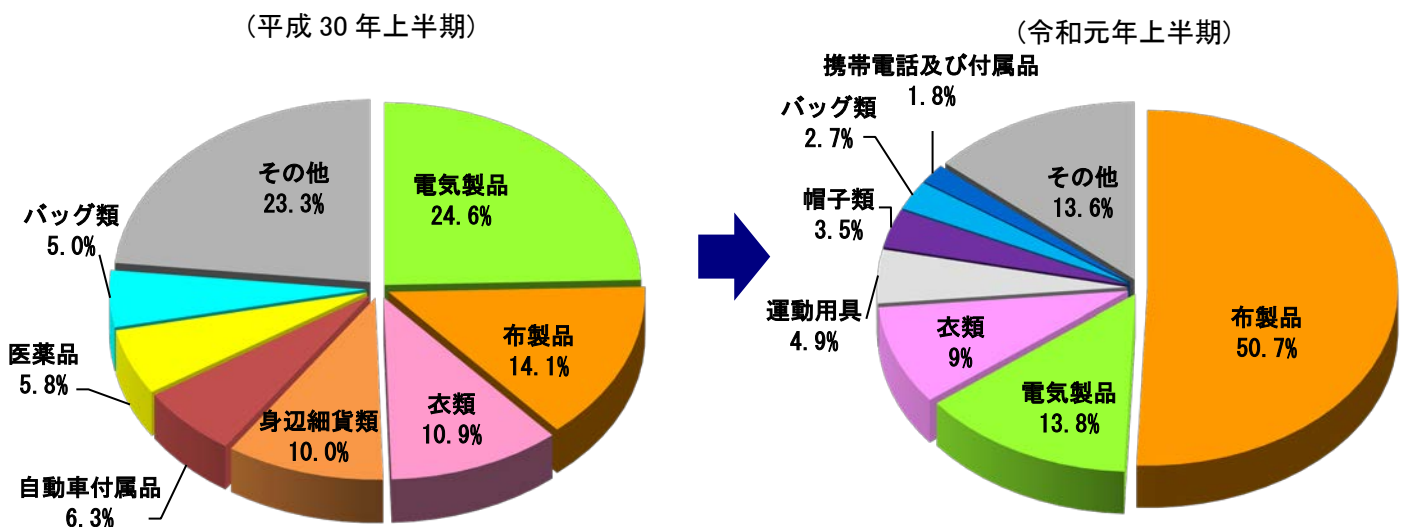
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、衣類が 374 件（構成比 29.7%、前年同期比 19.9%増）と最も多く、次いでバッグ類が 331 件（同 26.2%、同 63.1%増）、靴類が 122 件（同 9.7%、同 4.3%増）でした。
- 輸入差止点数は、布製品が 18,585 点（構成比 50.7%、前年同期比 8.2 倍）と最も多く、次いで電気製品が 5,077 点（同 13.8%、同 28.3%増）、衣類が 3,292 点（同 9.0%、同 87.4%増）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、家庭用雑貨（件数で前年同期比 2.1 倍、点数で前年同期比 2.4 倍）、眼鏡類及び付属品（同 3.7 倍、同 2.1 倍）、帽子類（同 15.4%増、同 9.3 倍）等でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

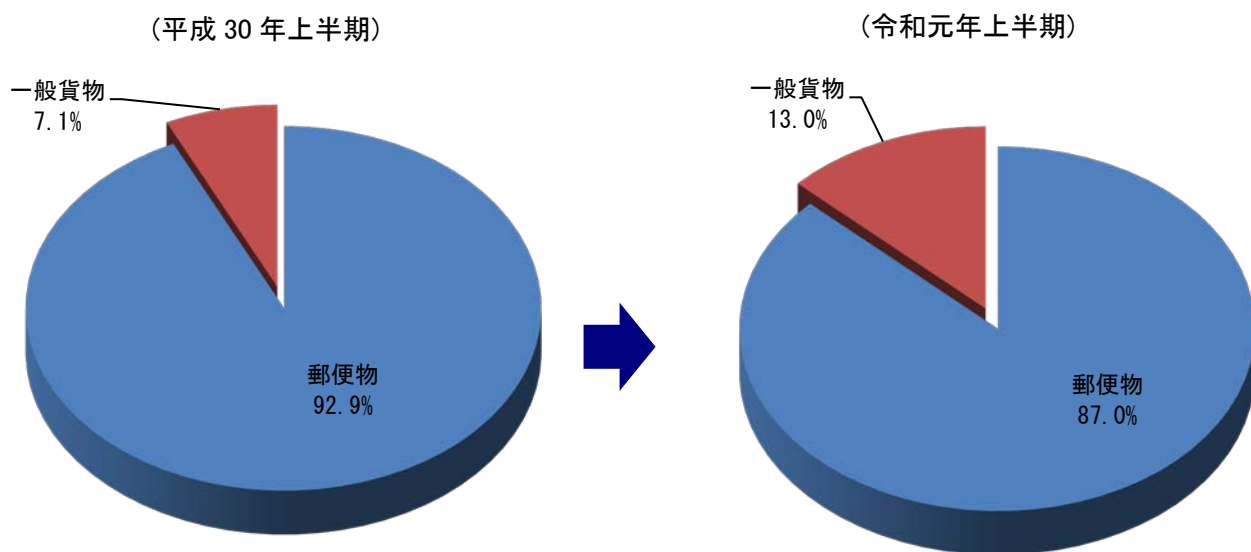


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

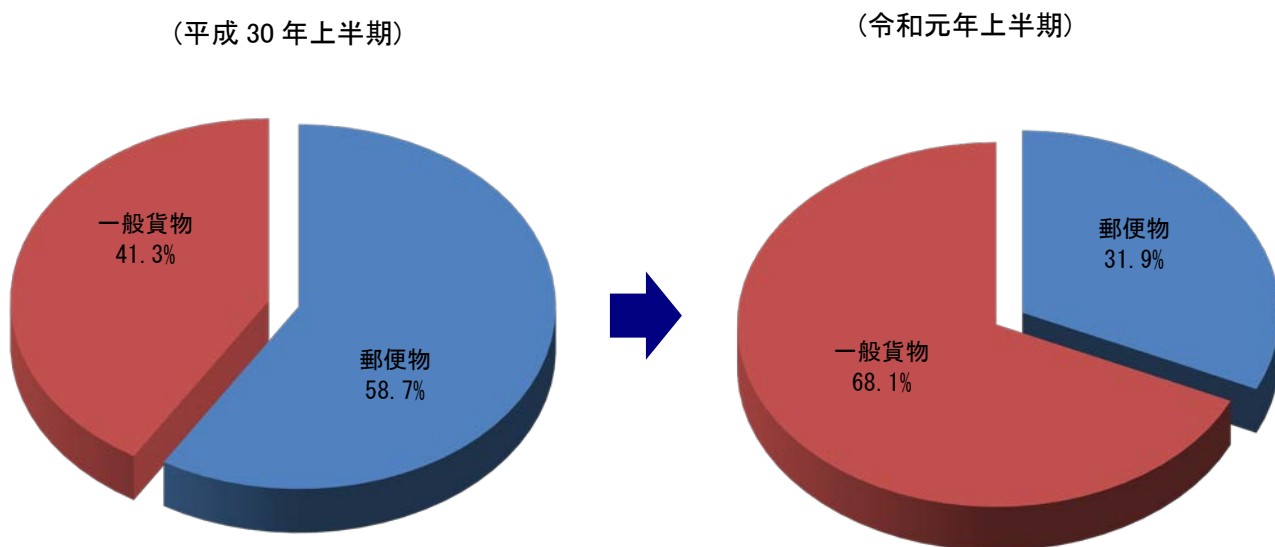
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が 880 件（構成比 87.0%、前年同期比 1.3%増）で大半を占めており、一般貨物は 131 件（同 13.0%、同 79.5%増）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が 11,689 点（構成比 31.9%、前年同期比 33.6%増）、一般貨物が 24,969 点（同 68.1%、同 239.0%増）で、一般貨物が多くなっています。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



令和元年上半期（平成31年1月から令和元年6月まで）の
名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	2,583	2,862	1,564	739	562	76.0%	55.6%
フィリピン	79	125	236	82	154	187.8%	15.2%
韓国	70	70	152	36	119	330.6%	11.8%
香港	69	64	70	27	57	211.1%	5.6%
ベトナム	3	12	54	14	37	264.3%	3.7%
英国	3	9	10	3	24	800.0%	2.4%
タイ	14	14	21	9	14	155.6%	1.4%
カンボジア	0	0	8	3	10	333.3%	1.0%
台湾	4	10	13	2	6	300.0%	0.6%
シンガポール	3	3	9	4	6	150.0%	0.6%
上記以外の国	17	42	47	23	22	95.7%	2.2%
合計	2,845	3,211	2,184	942	1,011	107.3%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	34,417	32,739	26,628	12,148	30,851	254.0%	84.2%
フィリピン	964	1,104	2,162	582	1,986	341.2%	5.4%
香港	8,723	2,147	4,339	1,178	1,230	104.4%	3.4%
韓国	7,133	765	1,457	491	1,197	243.8%	3.3%
タイ	1,517	212	1,422	1,336	845	63.2%	2.3%
ベトナム	34	131	480	98	272	277.6%	0.7%
ネパール	0	0	19	6	46	766.7%	0.1%
英国	3	46	22	6	41	683.3%	0.1%
カンボジア	0	0	44	9	37	411.1%	0.1%
インドネシア	69	48	167	47	35	74.5%	0.1%
上記以外の国	897	4,536	5,477	212	118	55.7%	0.3%
合計	53,757	41,728	42,217	16,113	36,658	227.5%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比	
特許権		2	2	1	1	5	500.0%	0.5%	
		8,457	502	70	70	107	152.9%	0.3%	
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—	
		0	0	0	0	0	—	—	
意匠権		5	23	51	11	6	54.5%	0.6%	
		4,036	10,651	11,100	3,410	1,247	36.6%	3.4%	
商標権		2,799	3,164	2,101	903	951	105.3%	93.1%	
		39,368	28,406	26,383	9,861	32,525	329.8%	88.7%	
著作権		58	37	75	35	59	168.6%	5.8%	
		1,896	2,164	4,664	2,772	2,779	100.3%	7.6%	
著作隣接権		0	0	0	0	0	—	—	
		0	0	0	0	0	—	—	
回路配置利用権		0	0	0	0	0	—	—	
		0	0	0	0	0	—	—	
育成者権		0	0	0	0	0	—	—	
		0	0	0	0	0	—	—	
不正競争防止法 違反物品	周知表示	0	0	0	0	0	—	—	
	混同惹起品	0	0	0	0	0	—	—	
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—	
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—	
	形態模倣品		0	0	0	0	0	—	—
			0	0	0	0	0	—	—
	営業秘密	0	0	0	0	0	—	—	
	侵害品	0	0	0	0	0	—	—	
技術的制限手段		0	2	0	0	0	—	—	
	無効化装置	0	5	0	0	0	—	—	
合計		2,845	3,211	2,184	942	1,011	107.3%	100.0%	
		53,757	41,728	42,217	16,113	36,658	227.5%	100.0%	

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
衣類	630	863	833	312	374	119.9%	29.7%
バッグ類	1,013	976	459	203	331	163.1%	26.2%
靴類	207	457	288	117	122	104.3%	9.7%
携帯電話及び 付属品	329	225	144	53	58	109.4%	4.6%
時計類	162	201	108	52	56	107.7%	4.4%
帽子類	49	99	106	39	45	115.4%	3.6%
運動用具	36	28	110	95	37	38.9%	2.9%
家庭用雑貨	29	35	41	14	30	214.3%	2.4%
身辺細貨類	50	81	65	21	27	128.6%	2.1%
布製品	35	41	67	41	24	58.5%	1.9%
ベルト類	47	49	42	21	23	109.5%	1.8%
自動車付属品	41	44	36	23	21	91.3%	1.7%
眼鏡類及び付属品	53	55	12	3	11	366.7%	0.9%
電気製品	19	22	50	18	11	61.1%	0.9%
医薬品	75	43	50	26	10	38.5%	0.8%
上記以外の品目	406	429	242	69	81	135.0%	6.4%
合計	2,845	3,211	2,184	942	1,011	107.3%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
布製品	350	169	2,538	2,265	18,585	820.5%	50.7%
電気製品	725	10,497	4,357	3,956	5,077	128.3%	13.8%
衣類	3,019	3,346	9,633	1,757	3,292	187.4%	9.0%
運動用具	424	338	667	547	1,792	327.6%	4.9%
帽子類	492	383	438	139	1,290	928.1%	3.5%
バッグ類	2,927	2,339	3,181	809	977	120.8%	2.7%
携帯電話及び 付属品	5,691	4,165	2,186	628	646	102.9%	1.8%
コンピュータ製品	9,297	1,390	456	25	617	2468.0%	1.7%
医薬品	3,209	1,418	1,879	942	590	62.6%	1.6%
家庭用雑貨	395	430	5,685	183	444	242.6%	1.2%
時計類	291	565	662	461	355	77.0%	1.0%
自動車付属品	6,975	1,780	1,227	1,019	295	28.9%	0.8%
文具類	265	52	645	224	270	120.5%	0.7%
靴類	442	1,059	489	204	260	127.5%	0.7%
身辺細貨類	538	666	1,901	1,608	258	16.0%	0.7%
上記以外の品目	18,717	13,131	6,273	1,346	1,910	141.9%	5.2%
合計	53,757	41,728	42,217	16,113	36,658	227.5%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
郵便物	2,716	3,048	2,007	869	880	101.3%	87.0%
	30,300	22,294	18,342	8,748	11,689	133.6%	31.9%
一般貨物	129	163	177	73	131	179.5%	13.0%
	23,457	19,434	23,875	7,365	24,969	339.0%	68.1%
合計	2,845	3,211	2,184	942	1,011	107.3%	100.0%
	53,757	41,728	42,217	16,113	36,658	227.5%	100.0%

(注 1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

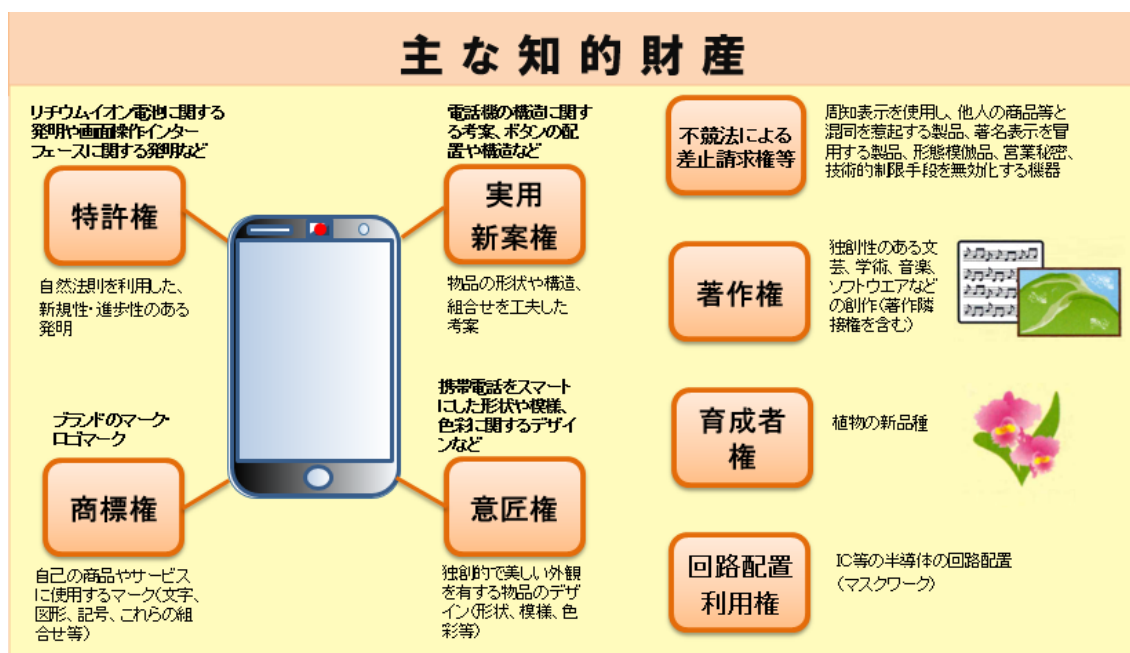
知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品（保護対象）は

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、*回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）です。

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

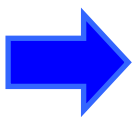
- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ①の2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

○ 関税法第 109 条第 2 項、第 108 条の 4 第 2 項

知的財産侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。